

令和4年第1回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和4年3月23日（水）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	3月23日 午前9時00分宣告（第5日）			
応 招 議 員	1番	山 岸 美登利	2番	三 浦 知 将
	3番	石 原 裕 介	4番	水 野 智 見
	5番	板 倉 浩 幸	6番	黒 川 勝 好
	7番	伊 藤 俊 一	8番	飯 田 雅 広
	9番	中 村 英 子	10番	佐 藤 茂
	11番	吉 田 正 昭	12番	奥 田 信 宏
	13番	安 藤 洋 一	14番	高 阪 康 彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常 特 別 勤 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	河瀬 広幸
	政 推 進 策 室	室 長	黒川 静一		
	総 務 部	部 長	浅野 幸司	総務課長	戸谷 政司
	民 生 部	部 長	寺西 孝	次 長 兼 保 険 医 療 課 長	不破 生美
		子 ど も 長 課	舘林 久美	介 護 支 援 課 長	後藤 雅幸
	産 建 設 業 部	部 長	肥尾建一郎		
	上 下 水 道 部	次 長 兼 水 道 課 長	伊藤 和光	下 水 道 課 長	浅井 修
	消 防 本 部	消 防 長	黒川 康治		
教 育 委 員 局 会 事 務	教 育 長	服部 英生	次 長 兼 教 育 課 長	鈴木 敬	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 務 会 局	局 長	小島 昌己	書 記	萩野 み代
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 議案第22号 蟹江町遺児手当支給条例の一部改正について
- 日程第2 議案第5号 蟹江町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第3 議案第6号 蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第7号 蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第8号 蟹江町減債基金条例の一部改正について
- 日程第6 議案第9号 蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第10号 蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第8 議案第11号 蟹江町都市公園条例等の一部改正について
- 日程第9 議案第12号 蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第10 議案第2号 令和3年度蟹江町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第11 議案第3号 令和3年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第4号 令和3年度蟹江町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第13号 愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第14 議案第14号 令和4年度蟹江町一般会計予算
- 日程第15 議案第15号 令和4年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第16 議案第16号 令和4年度蟹江町土地取得特別会計予算
- 日程第17 議案第17号 令和4年度蟹江町介護保険管理特別会計予算
- 日程第18 議案第18号 令和4年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算
- 日程第19 議案第19号 令和4年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第20 議案第20号 令和4年度蟹江町水道事業会計予算
- 日程第21 議案第21号 令和4年度蟹江町下水道事業会計予算
- 日程第22 閉会中の所管事務調査及び審査について
- 追加日程第23 議案第22号 蟹江町遺児手当支給条例の一部改正について

○議長 佐藤 茂君

皆さん、おはようございます。

定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、令和4年第1回蟹江町議会定例会の最終日でございます。ご協力のほど、よろしくお願いたします。

お手元に、総務民生、防災建設の各常任委員会審査報告書が配付してあります。

本日、申請に基づき、出席議員のタブレットの持ち込みを許可しております。利用される議員の皆様は、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態で使用していただきますよう、よろしくお願いたします。

また、傍聴される皆様にもお願申し上げます。議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は電源をお切りいただくか、設定をマナーモードにさせていただきますよう、ご協力のほど、よろしくお願いたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで本会議を一旦休憩し、議会運営委員会の開催をお願いしたいと思います。

議会運営委員長、吉田正昭君、お願いたします。

○議会運営委員長 吉田正昭君

議会運営委員会の皆様は協議会室にお集まりいただくよう、よろしくお願いたします。

○議長 佐藤 茂君

それでは、本会議を暫時休憩とさせていただきます。

(午前9時00分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時06分)

○議長 佐藤 茂君

ただいま開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長、吉田正昭君、ご登壇ください。

(11番議員登壇)

○議会運営委員長 吉田正昭君

皆さん、おはようございます。

臨時に緊急に議会運営委員会を開かせていただきまして、その結果報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

先ほど開かれました議会運営委員会についての報告です。

1番目としまして、令和4年第2回6月定例会の会期の一部変更についてであります。

前回、6月の会期予定を示させていただきましたが、最後の閉会の日をちょっと変更させ

ていただきました。まず、議会運営委員会は変わりません、5月26日木曜日、議会運営委員会を開きます。そして、6月2日木曜日、開会、全員協議会。3日金曜日、全員協議会。そして、6月9日木曜日、常任委員会。15日水曜日、16日木曜日、一般質問。ここまでは変わりませんが、前回、22日水曜日、閉会とありましたのを24日金曜日の閉会に変えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それから、2番目としまして、その他であります。

今日、議会終了後、議員総会が開催されます。その前に、次期副町長から顔合わせのあいさつをしたいという旨の申し出がありましたので、あいさつをしていただくこととなります。ただし、正式な議会あいさつは、次の臨時会または定例会の中で行われる予定ですので、よろしくお願いいたします。

以上、報告させていただきます。

(11番議員降壇)

○議長 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

ここで、消毒作業のため、暫時休憩とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(午前9時09分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時10分)

○議長 佐藤 茂君

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

○議長 佐藤 茂君

日程第1 議案第22号「蟹江町遺児手当支給条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 寺西 孝君

ご提案申し上げます。

議案第22号「蟹江町遺児手当支給条例の一部改正について」。

蟹江町遺児手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年3月23日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町遺児手当支給条例の一部を改正する条例。

蟹江町遺児手当支給条例（昭和52年蟹江町条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、一部改正要点にてご説明をさせていただきます。

下段をお願いいたします。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、児童手当法施行令の一部改正に伴い、必要があるからでございます。

2ページ、3ページにつきましては、新旧対照表となっております。後ほどお目通しをお願いいたします。

4ページをお願いいたします。

蟹江町遺児手当支給条例の一部改正要点。

別表、第1号を次のように変更。

第1号、次に掲げる視覚障害。

ア、両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの。

イ、一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの。

ウ、ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの。

エ、自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの。

第4号及び第5号、「すべて」を「全て」に変更。

以上につきましては、身体障害者手帳の視覚障害の基準見直しに伴い、特別児童扶養手当及び県遺児手当に合わせ、改正を行うものでございます。

附則、令和4年4月1日を施行日とした。

以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長 佐藤 茂君

提案説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

今回、遺児手当の支給の条例の改正なんですけれども、別表のところにあるように、次に掲げる視覚障害とあって、アからエまであるんですけれども、よく内容が分からないんですよ。何、ゴールドマン型、ちょっと調べてくればよかったですけれども。実際に視覚障害について、今でも遺児手当あるんですけれども、どう改善されるのか、よくなるのか悪くなるのか、遺児手当の支給が。この点についてお願いいたします。

○民生部長 寺西 孝君

緩和の措置を行っていくものでございますけれども、恐れ入ります、2ページの新旧対照表の別表を少しご覧いただきまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。

旧の考え方は、両眼の視力の和が0.04以下の者となっております。該当の方が、例えば0.03と0.02の障害をお持ちの方であれば、0.03と0.02の和、すなわち0.05となりますので、

この方はこれまで受けられなかった形になります。

これが新のほうをご覧くださいますと、アでございますが、両眼の視力がそれぞれ0.03以下の者となっておりますので、例えば先ほど申し上げました0.03と0.02の方、旧基準は0.05で受けられないんですけれども、新基準となりますと、それぞれ0.03以下となりますので、新たに受けられると。そういうふうに緩和されていくような形でございますので、加えまして、あとゴールドマンと自動視野、視野においても新たに基準を設けて拡大措置を行っていくものでございますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

両方の両眼で足して0.03以下で緩和されるということでもいいんですけれども、じゃ実際に、この緩和されることによって、今まで遺児手当をもらっている方が、対象者がどのぐらい増えそうなんですか。その点分かりましたら、お願いします。

○民生部長 寺西 孝君

現在のところ、この目の障害に該当する方に対象者はございません。

以上でございます。

○議長 佐藤 茂君

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第22号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第22号は精読とされました。

○議長 佐藤 茂君

続きまして、日程第2 議案第5号「蟹江町個人情報保護条例の一部改正について」

日程第3 議案第6号「蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」

日程第4 議案第7号「蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」

日程第5 議案第8号「蟹江町減債基金条例の一部改正について」

日程第6 議案第9号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」

日程第7 議案第10号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」

を一括議題といたします。

本6案は、総務民生常任委員会に付託されております。委員長より審査結果の報告を求め

ます。

総務民生委員長 飯田雅広君、ご登壇ください。

(8 番議員登壇)

○総務民生常任委員長 飯田雅広君

総務民生常任委員会に付託されました6案件につきまして、去る3月8日に委員会を開催し、委員全員出席の下、審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

最初に、議案第5号「蟹江町個人情報保護条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、今回の改正により何が変わるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、条例改正の経緯として、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」附則第2条により、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」と「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」の2つの法律が廃止され、「個人情報の保護に関する法律」に一元化された。条例で引用している法律の廃止に伴い、新しい法律に文言を書き換えるもので、内容が変わるものではないという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第5号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号「蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、職員に対する育児休業に係る研修の実施から相談体制、環境整備に関する措置を講じなければならないとあるが、今までにこのような措置や整備はなかったのかという内容の質疑がありました。

これに対し、今までも体制は取っていた。法律の改正に伴い、条例に内容を盛り込む必要が生じたため、新たに追加するものであるという内容の答弁がありました。

次に、現在、男性職員の育児休業取得の実績はあるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、育児休業を取得している男性職員はいる。今後も制度を周知し、育児休業を取得しやすい環境を整えていくという内容の答弁がありました。

次に、社会全体として男性の育児休業は取りにくいようである。町として育児休業を取りやすい環境を整えながら、男性職員、女性職員を問わず、育児休業の取得を促す考えかという内容の質疑がありました。

これに対し、町職員では、女性職員の取得率は100%であるのに対し、男性職員の取得率は平成30年度で約17%である。人事担当から、子どもが生まれた男性職員に対し、積極的な育児休業取得を促している。各課の業務スケジュールはあるが、可能な限り100%に近づけるよう推進しているという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第6号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号「蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、現在、蟹江町において、該当する会計年度任用職員は何人いるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、現在、310名から320名ほどであるという内容の答弁がありました。

次に、会計年度任用職員もコロナ禍で感染予防を徹底した業務を行う中で、一般職と変わらない苦勞をしている。期末手当支給率を下げるべきではないと考えるが、どうかという内容の質疑がありました。

これに対し、支給率は職員に準じて制度設計をし、決めた経緯がある。会計年度任用職員について、人事院勧告による直接的引き下げということではなく、職員に準じて率を引き下げるものであるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、反対討論として、社会全体で男女の賃金格差の解消が求められる中、町職員は民間のモデルとなる。蟹江町において、女性が多くを占める会計年度任用職員の賃金を下げることは社会全体の男女の賃金格差をさらに拡大させるものであると考え、反対するという内容の討論がありました。

これに対し、賛成討論として、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を引き下げるために必要な条例改正であり、適切なものであると考え、賛成するという内容の討論がありました。

賛否を求めたところ、議案第7号は賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号「蟹江町減債基金条例の一部改正について」を議題としました。

補足説明の後、審査に入ったところ、臨時財政対策債償還基金費の算定根拠として、令和3年度臨時財政対策債発行可能額の27.4%とあるが、27.4は何に基づく数字なのかという内容の質疑がありました。

これに対し、市町村が出した数字ではなく、国が全国の市町村の状況を見定め、決定した数値と推察しているという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ討論もなく、議案第8号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、未就学児の均等割が半額になるが、全額軽減まで拡充することは考えなかったのかという内容の質疑がありました。

これに対し、今回の軽減措置は国の制度に沿って実施するものである。全額に拡充するというのであれば、国が責任を持って実施すべきであるという内容の答弁がありま

した。

次に、子どもの均等割減免を上乗せする場合、赤字補てんという通知が出ている。今まで独自で子どもの均等割を上乗せ減免している自治体がある中で、この通知についてどう思うかという内容の質疑がありました。

これに対し、令和4年1月14日付の国からの通知では、一律の基準をもって対象者全員に減免をする場合、赤字補てんになる旨が記載されている。今までいろいろな町独自の減免を赤字補てんではない形で実施している。今まで実施していたところについては、それぞれの自治体の考えで国と調整するもので、町が回答すべきものではないと考えるという内容の答弁がありました。

次に、最終的に資産割をなくし3方式にする予定の中で、今回、資産割が7.25%と示されている。当初の58%から4回にわたってゼロにする中で示されたものだが、今回ゼロにする考えはなかったのかという内容の質疑がありました。

これに対し、急激な負担増を招かないよう、資産割は段階を追って減額するという当初の予定どおり実施しているという内容の答弁がありました。

次に、3回の資産割の減額を行った中で、国保税の賦課状況はどのような推移で来ているのかという内容の質疑がありました。

これに対し、影響の大きい資産割の減額分をどこで賄うかについては、所得割によって、所得が多い方に負担いただかなければならないのではないかと。税率を改正しても賦課額が伸びることになっていないが、少しでも賦課を上げ、保険給付費に当たる納付金の支払いに充てる努力をしていきたいという内容の答弁がありました。

次に、資料として提出されたモデル世帯別の保険税額を見ると、資産のあるなしにかかわらず、1割程度の保険税の引き上げになっている。所得割に重点を置けば、所得が多い人から取る、比較的低所得者の負担にならないと思うが、やむを得なかったのかという内容の質疑がありました。

これに対し、給付費、いわゆる医療費自体は毎年約8%ずつ増加している。この点については、被保険者に一定の負担をしていただくことはやむを得ないと考える。低所得者であっても、国保の被保険者として等しく保険給付を受ける中で、より健全な国保財政運営を行うために、約8%増の負担をしていただくことになると考えるという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、反対討論として、子どもの均等割減免については評価できるが、モデル世帯の保険税額の試算では、資産のあるなしにかかわらず、保険税が約1割引き上げとなっている。所得が低い世代ほど1割の引き上げは大きな負担となる。一部未就学児がいる世帯は引き下げとなるが、ほとんどの世帯で引き上げになるため、反対するという内容の討論がありました。

これに対し、賛成討論として、今回の改正は全世帯型社会保障改革の一環として、未就学

児に係る均等割軽減措置が導入されたことに伴うものである。医療保険制度を将来にわたり持続可能なものとするために実施された国保制度改革に伴い、町の国民健康保険制度をより健全で安定的に運営するため、必要な税率改正であると考え。保険税の収納対策に取り組むとともに、医療費適正化や、保健事業による生活習慣病発症予防や重症化抑制に努めることを要望し、賛成するという内容の討論がありました。

賛否を求めたところ、議案第9号は賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、蟹江町に該当する施設はあるのか。その施設を対象として、今まで紙で記録していたものを磁気媒体で保存しなければならないとする認識でよいかという内容の質疑がありました。

これに対し、今回の条例改正は2本立てである。特定教育・保育施設に該当する施設は保育所、認定こども園等である。一方、家庭的保育事業については、町内に該当する施設はない。今まで紙媒体で保存や保護者とのやりとりを行っていたものが、電子媒体で保存、電子ツールを用いた対応が可能となるというものであるという内容の答弁がありました。

次に、今までもパソコンを用いて記録作成・保存をしていたのではないかという内容の質疑がありました。

これに対し、書類作成はパソコンで行い、プリントアウトしたものを配布等行い、保存している。しばらくはこの形が続くのではないかという内容の答弁がありました。

次に、媒体を磁気媒体にするとは、どのようなものなのかという内容の質疑がありました。

これに対し、町では未施行だが、私立幼稚園等では、アプリを用いて保護者とのやりとりを行っているところがあるという内容の答弁がありました。

他に質疑もなく、討論を求めたところ、討論もなく、議案第10号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告に代えさせていただきます。

(8番議員降壇)

○議長 佐藤 茂君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第2 議案第5号「蟹江町個人情報保護条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

日程第3 議案第6号「蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第6号を採決します。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

日程第4 議案第7号「蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○5番 板倉浩幸君

5番 日本共産党 板倉です。

議案第7号「蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、反対の立場から討論を行いたいと思います。

今回の改正では、会計年度任用職員の期末手当の額を100分の127.5から100分の120に引き下げるものです。1人当たり平均1万5,000円ほどの引き下げになるものであります。

反対の理由として、期末手当の引き下げは、地域の賃金相場、地域経済にも悪影響を及ぼ

し、男女の賃金格差にも逆行するからであります。

会計年度任用職員の多くが女性で、ジェンダー不平等の根底にあるのが、男女の雇用形態の格差、男女の賃金格差にあります。社会全体で男女の賃金格差解消が求められている中、民間のモデルとなる町の職場で、女性が多くを占める会計年度任用職員の賃金を引き下げることは、男女の賃金格差をさらに拡大することであって、認めるわけにはいきません。

以上の理由により、議案第7号に反対をいたします。

○議長 佐藤 茂君

次に、原案に賛成者の発言を求めます。

○11番 吉田正昭君

11番 新政会 吉田正昭です。

賛成の立場から討論申し上げます。

今回のこの議案は、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を引き下げるものであります。必要な条例の改正でありまして、適正なものと考えますので、本案に賛成します。

以上です。

○議長 佐藤 茂君

他に討論がないですので、以上で討論を終結します。

これより起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第7号は委員長の報告とおりに決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。したがって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

日程第5 議案第8号「蟹江町減債基金条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第8号を採決します。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり決定されました。

○議長 佐藤 茂君

日程第6 議案第9号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○5番 板倉浩幸君

5番 日本共産党 板倉浩幸でございます。

議案第9号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」、反対の立場から討論をしたいと思います。

コロナ禍の下、国保税の引き下げは、加入者のみならず、国民的な要求になっています。今回の改正は、子どもの均等割保険税を軽減する支援制度と保険税率の改正であります。子どもの均等割保険税を軽減する制度の対象は、全世帯の未就学児の均等割保険税の5割を公費で軽減をするものですが、対象年齢と軽減割合をさらに拡充するために、町独自で財政措置を取り、国にも国庫負担の抜本的な増額を要請することが必要であります。

さらに、もう一つの改正ポイントは、保険税率の改定であります。今回の見直しでは、一部未就学児の世帯では引き下げになっておりますが、資産があるなしにかかわらず、増減率で10%前後の引き上げになっています。

所得の低い世帯ほど、1割の引き上げは家計に大変負担になってしまいます。国の言いなりの国保行政を改め、町独自の減免制度の拡充を図りつつ、全国知事会が要望した法改正、また財政支援を国に強く要望するとともに、一般会計からの繰り入れを増やすことなく、高過ぎる国民健康保険税を大幅に引き下げよう強く求めたいと思います。

以上の理由により、反対討論とさせていただきます。

○議長 佐藤 茂君

それでは、賛成者の。

○3番 石原裕介君

3番 新風の石原です。

賛成の立場から討論いたします。

今回提案されている「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」は、全世帯型社会保障改革の一環として、未就学児に係る均等割軽減措置が導入されることに伴うものであります。また、医療保険制度を将来にわたり持続可能なものとするために実施された国保制度改革に伴い、町の国民健康保険制度をより健全で安定的な運営を行うために必要な税率改正であると考えます。

保険税の収納対策に取り組むとともに、医療費適正化や、保健事業による生活習慣病発症予防や重症化抑制に努めることを要望し、本案に賛成いたします。

○議長 佐藤 茂君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第9号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。したがって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

日程第7 議案第10号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、消毒作業のため、暫時休憩といたします。

(午前9時45分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時46分)

○議長 佐藤 茂君

日程第8 議案第11号「蟹江町都市公園条例等の一部改正について」

日程第9 議案第12号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」

を一括議題といたします。

本2案は、防災建設常任委員会に付託されております。

委員長より審査結果の報告を求めます。

防災建設委員長 黒川勝義君、ご登壇ください。

(6番議員登壇)

○防災建設常任委員長 黒川勝好君

防災建設常任委員会に付託されました2案件につきまして、去る3月8日に委員会を開催し、委員全員出席の下、審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

最初に、議案第11号「蟹江町都市公園条例等の一部改正について」を議題といたしました。審査に入ったところ、質疑、討論もなく、議案第11号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入りましたところ、質疑、討論もなく、議案第12号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告に代えさせていただきます。

(6番議員降壇)

○議長 佐藤 茂君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第8 議案第11号「蟹江町都市公園条例等の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

日程第9 議案第12号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

日程第10 議案第2号「令和3年度蟹江町一般会計補正予算(第10号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

○5番 板倉浩幸君

13ページの地方創生臨時交付金で、タクシー料金の助成利用券の発行事業なんですけれども、減額の2,426万2,000円となっているんですが、当初の予算を探していたんですけども、幾らだったかちょっと見つからなかったんですけども、これ、保健センターまでのタクシーとか、ほかでも使えるよという話の利用のやつだったんですけども、これ実際に、65歳以上だったっけ、対象者、にタクシーチケットを渡したんですけども、どのぐらいの方が利用して、また利用されなかったのか。結構金額が大きいんですよね。これについて、もう少し分かりましたらお願いします。

○民生部長 寺西 孝君

申し訳ございません、ただいま細かい数字を持っておりませんが、今、支払いも昨日回ってきたところでございます、2月28日で締切りとなっております。決算時に改めてご報告させていただきたいと思っておりますけれども、およそ3、4割程度だったと記憶しますけれども、それぐらいの使用率であったらというふうに思っております。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

3、4割の使用率だということで、当初見込んで、結構、足がない方が気軽に利用できて、またそれだけの利用に限らねよという内容でしたよね。ただ、若干利用者の方から、予約するときに、保健センターまでしか駄目ですという話を結構聞いたんですよ、終わってからね。かかりつけ医が始まって、かかりつけ医で、当初歩いて行って、帰りに利用したかったのに、使えませんかと言われた方がいるんですね。

そういうことも含めて、実際どれだけの利用者が本当に使いたくて使ったのかという、あ

るんで使おうかというのもあったかもしれないんだけど、今後、今回、福祉タクシー、僕も質問したんですけども、その関係もあって、状況をもうちよっと精査して、本当に、交付金があって使えたんですけども、その辺精査しながら、次期のタクシーの福祉タクシー、高齢者の、障害者も含めてなんですけれども、その辺の促進というわけじゃないんですけども、利用も見えてくると思うので、その辺について、ちょっと考えあったらお願いします。

○民生部長 寺西 孝君

今回、板倉議員からも、いろいろ福祉タクシー、山岸議員からもご質問をいただいたところでございます。

今、民生部の中でも、障害の部分、妊婦タクシーの部分、そして高齢者の部分を、これからはどうしていこうというところの検討を始めたところでございます。今回の接種のタクシーにつきましては、少しPRがやはり足らなかったのかなと、今ご質問いただくと、そういった思いもしております。できるだけ広く利用いただけるような方策を講じていきたいなどというふうに考えておりますので、今、検討段階に、高齢者については入ったところであるところをご報告させていただきます。

以上でございます。

○議長 佐藤 茂君

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

日程第11 議案第3号「令和3年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

本案は精読になっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

日程第12 議案第4号「令和3年度蟹江町土地取得特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

日程第13 議案第13号「愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

日程第14 議案第14号「令和4年度蟹江町一般会計予算」を議題といたします。

本案は、去る3月16日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○5番 板倉浩幸君

5番 日本共産党 板倉浩幸です。

議案第14号「令和4年度蟹江町一般会計予算」に反対の立場から討論いたします。

コロナ禍での地方財政への影響で、2020年度は税収増を見込みましたが、突然のコロナ危機によって税収減の見通しとなり、地方は一時的な財政出動に追われてしまいました。しかし、国による自治体の資金繰り対策や臨時交付金等もあり、深刻な事態は回避されました。結果として、国の決算時でも国税は過去最高を記録し、地方税も大幅減収の見込みから改善されました。法人事業税や個人住民税、地方消費税が伸びたことによるものであります。

国の2020年度の歳入の一般財源総額でも、過去最高の税収見込みであります。蟹江町においても、過去2番目の総額115億5,416万1,000円でもあります。地方税の税率引き上げによる税収額が平年度化することや企業の業績の改善としております。

歳出の面で、コロナウイルス感染症対策で検査を無料で受けられる体制、また自宅療養者、濃厚接触者への食料・日用品の提供体制の整備が不十分であり、コロナ禍を口実にデジタル化推進を前面に打ち出し、マイナンバー制度に伴う個人番号交付事務費及び個人番号カード交付事業費が計上されているところもあります。

マイナンバー制度そのものが、個人情報本人の同意なしに広がってしまうリスクも高まり、大企業のもうけのためになります。このことから、マイナンバー制度自体に反対でもあります。

次に、国民健康保険事業に5,000万円の法定外の繰り入れです。昨年より2,000万円削減し、計上されています。今後、一般会計からの繰り入れが制限されると、ますますの引き上げになると思いますので、問題点がございませう。介護保険事業でも同じ考えであります。

これらが反対の大きな理由であります、ほかにも幾つかの疑問点もあります。

子育て支援においては、少人数学級、給食費の無償化、補助額を増やすなど、高齢者施策でも、高齢者や障害者の外出支援、配食サービスの拡充など、住民の要求がまだまだ必要であります。高齢者施策の拡充や子育て世帯の応援の予算になっていないと判断をし、命と暮らしを守る町政づくりで、住民目線に立った暮らしを丸ごと抱える制度の対応が必要と考えます。

よって、議案第14号「令和4年度蟹江町一般会計予算」に反対をさせていただきます。

○議長 佐藤 茂君

次に、賛成者の発言を許します。

○13番 安藤洋一君

13番 新風 安藤洋一です。

私は、「令和4年度蟹江町一般会計予算」について、賛成の立場から討論を申し上げます。

令和4年度の蟹江町一般会計当初予算につきましては、前年度比約5.5%増の115億5,416万1,000円を計上しております。この増加となった主な要因は、令和3年度の当初予算が骨格予算であったことに加え、老朽化が進んでいる公共施設の維持管理に係る経費と、子ども医療事業費や施設型給付費をはじめとする扶助費の大幅な増加であるとの説明を受けております。

また、その他の内容としましては、マイナンバーカードを使ってコンビニエンスストアで住民票等を取得するための環境整備に係る予算や、スクールソーシャルワーカーの配置により子どもや家庭が抱える課題解決への体制を充実させる予算など、複雑多岐にわたる時代において、多くの町民ニーズを反映した予算になっており、どれも必要不可欠なものであると考えております。

また、令和4年度は、第5次蟹江町総合計画の2年度目であります。総合計画においては、SDGsの要素を総合戦略に取り込み、地方創生を図ることとしております。ぜひSDGsの意識を町全体で共有し、その理念を取り入れた各種施策を推進することにより、総合計画に掲げる将来都市像「だけじゃない らしさあふれる粋な 蟹江(まち)」、この実現に向け、新たなステージへ展開する1年となるよう、切にお願いするものであります。

世界では、新型コロナウイルス感染症により、先行きの見えない厳しい状況に直面しております。未曾有の難局ではありますが、経験豊かな横江町長の政治的・行政的手腕を発揮されることを期待しております。

最後に、堅実な歳入の確保とさらなる事業の選択と集中を心がけ、将来に負担を残さない持続可能な住民目線による町政運営を期待し、議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、本議案についての賛成討論といたします。よろしく願いいたします。

○議長 佐藤 茂君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

議案第14号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

日程第15 議案第15号「令和4年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。

本案は、去る3月16日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○5番 板倉浩幸君

5番 日本共産党 板倉です。

議案第15号「令和4年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算」に反対の立場から討論いたします。

国保事業は、2018年4月から国保の財政運営が県単位化となり、政府も毎年3,400億円の公費を計上しています。国保制度は、コロナ禍で様々な課題に直面をしております。国庫負担割合のさらなる引き上げによる財政基盤の強化や低所得者層に対する国保税負担軽減策の拡充・強化、コロナに感染した国保被保険者に支払われる傷病手当金の対象拡大や支給額の増額、またコロナによる特例減免の拡充が必要であります。子どもの均等割保険税を軽減する支援のさらなる拡充も必要であります。

そして、国の2020年度予算でも、自治体の国保財政に関する法定外繰り入れの削減や保険料(税)収納率、給付適正化等の努力に対しての交付金を増額する保険者努力支援制度へ国費を計上し、自治体財政に対する締め付け強化を狙っています。

蟹江町でも、先ほどの一般会計でも申し上げたとおり、法定外繰り入れを2,000万円削減し、5,000万円としての予算案であります。国がやらないことを応援するのが自治体の役割だと思います。国保の構造的な問題を解決するために抜本的な追加の公費投入が必要で、国の予算措置を増額すること、県の補助金を復活させることを国・県に強く求めていくことであります。やはり問題なのは県単位化であります。

このような理由により、「国民健康保険事業特別会計」について反対をいたします。

○議長 佐藤 茂君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○3番 石原裕介君

3番 新風の石原です。

賛成の立場から討論いたします。

国民健康保険は、被保険者の皆様の健康と生命を守るためになくてはならない重要な役割を担う制度です。特にコロナ禍における医療制度の重要度は、ますます高まっています。加入者からの保険税は、医療費や出産育児一時金、健康診査等の大切な財源です。口座振替納付の利用促進やスマートフォン決済を導入し、より納税しやすい環境を整え、収納率向上に取り組んでいます。

引き続き、生活習慣病の早期発見・重症化予防など、保健事業をより充実させるとともに、滞納対策にしっかり取り組み、健全な制度運営に一層努めていただくよう要望し、本案に賛成いたします。

○議長 佐藤 茂君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより起立によって採決いたします。

議案第15号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

日程第16 議案第16号「令和4年度蟹江町土地取得特別会計予算」を議題といたします。
本案は、去る3月16日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

日程第17 議案第17号「令和4年度蟹江町介護保険管理特別会計予算」を議題といたします。

本案は、去る3月16日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○5番 板倉浩幸君

5番 日本共産党 板倉浩幸でございます。

議案第17号「令和4年度蟹江町介護保険管理特別会計予算」に反対の立場で討論をいたします。

第8期の介護保険料が昨年改正をされ、65歳以上の方の保険料が基準額で月200円引き上げられ、5,700円であります。第1号被保険者に対し、高い保険料が年金から天引き、また年金がない方でも、無収入の方でも、40歳以上であれば、どなたも保険料を支払わなければならないという徴収がされています。

保険料が払えないと悲鳴が上がっているのに、いざ介護サービスを利用すると高い利用料、一定所得のある人は2割、3割と負担が増えていきます。これでは安心して介護を受けられない、介護が生活をおびやかす、こういった状況になっているのが今の介護保険制度であります。

また、介護予防・日常生活総合事業が始まり、要支援者向けの訪問介護・通所介護は介護保険サービスから外され、町が行う総合事業に移行され、ボランティアなどの多彩な担い手が行います。尊厳を持った自立した生き方を支援するヘルパーの専門的な役割も大変重要であります。介護の重度化を防ぐことは介護を受けやすい状況に置くこと、また、介護保険料特別会計が膨張しないためには、予防や健康に関する事業は一般会計でしっかり展開する

ということ、こういったことで特別会計のスリム化を図るべきだと考え、反対いたします。

○議長 佐藤 茂君

それでは、次に、原案に賛成者の方の発言を許します。

○4番 水野智見君

4番 新風 水野です。

私は、賛成の立場から討論いたします。

令和3年度から令和5年度の第8期介護保険事業計画期間の2年目の予算であります。令和4年度予算総額は、前年度と比較して約6,200万円の増額となっております。介護給付及び地域支援事業に係る一般会計からの繰り入れが、前年度と比較して約1,000万円の増額となっており、今後も増え続ける見込みです。

予算額の増加は、高齢者や要支援者、要介護者の増加とともに、本人ができる限り地域で暮らすことや、家族や介護者の負担軽減のため、やむを得ないことと思いますが、各種サービス事業の適正化、介護予防に努めることなどで健全な事業運営をされることを要望し、賛成いたします。

○議長 佐藤 茂君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

議案第17号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

日程第18 議案第18号「令和4年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算」を議題といたします。

本案は、去る3月16日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

日程第19 議案第19号「令和4年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」を議題

といたします。

本案は、去る3月16日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○5番 板倉浩幸君

5番 日本共産党 板倉浩幸です。

議案第19号「令和4年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計」に反対の立場から討論いたします。

コロナ禍で高齢者の命と健康と生活をどう守るかが問われているときに、後期高齢者医療保険制度加入者の約2割の方の窓口負担が一気に2倍になるのは、冷酷な自助政策そのものであります。コロナ禍で精神的にも経済的にも疲弊して追い込まれている高齢者の負担増が受診抑制を招いていることが、各種の調査でも明らかになっています。

2008年から始まった後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠にし、医療保険の差別医療を押しつけるものであります。以来、6回にわたる保険料値上げが繰り返され、高齢者の生活を圧迫してきました。減らされた高齢者医療への国庫負担を抜本的に増額し、差別と負担増の同制度を廃止して、少なくとも元の老人保健制度に戻すべきと考えています。

よって、議案第19号について反対といたします。

○議長 佐藤 茂君

次に、原案に賛成者の方の発言を許します。

○4番 水野智見君

4番 新風 水野智見です。

私は、賛成の立場から討論いたします。

「令和4年度後期高齢者医療保険事業特別会計予算」は、後期高齢者医療保険制度の適切な運営にとって大変重要な提案です。今後も引き続き、高齢者への適切な医療給付と保険料収納率の向上を促進し、高齢者の健康増進と健全な財政運営に努めていただきますよう要望し、本案に賛成します。

○議長 佐藤 茂君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

議案第19号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

日程第20 議案第20号「令和4年度蟹江町水道事業会計予算」を議題といたします。

本案は、去る3月16日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○5番 板倉浩幸君

5番 日本共産党 板倉浩幸です。

議案第20号「令和4年度蟹江町水道事業会計予算」に反対の立場から討論をいたします。

蟹江町の水道使用料は、県下でも海部南水に続き高い水道料であります。使ってもいない基本料金を見直してほしいという要求も多い水道事業であります。住民から徴収した水道料金で利益を上げ続け、多額の内部留保を増やし続ける事業運営を抜本的に改め、純利益の相当部分を値下げに使い、世帯間の負担の公平を図るべきであります。

予算でも、配水管施設工事費でも企業債の借り入れなしで工事を行い、今では企業債がありません。このような状況でも水道料金の見直しをしないこと自体が反対の理由であります。

あり余る内部留保を生かし、全ての利益を活用して水道料金の引き下げを強く要求し、「令和4年度蟹江町水道事業会計予算」に反対とさせていただきます。

○議長 佐藤 茂君

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

○3番 石原裕介君

3番 新風の石原です。

賛成の立場から討論申し上げます。

水道事業におきましては、施設の老朽化が進む中、経営は依然として厳しい状況となっております。このような経営状況にありましても、経費の節減に努められ、安心・安全な水の安定供給を堅持された予算が編成されております。将来にわたり持続可能で強靱（じん）な水道の構築を図られることを期待し、本案に賛成いたします。

○議長 佐藤 茂君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

議案第20号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

日程第21 議案第21号「令和4年度蟹江町下水道事業会計予算」を議題といたします。

本案は、去る3月16日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

（発言する声なし）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第21号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

日程第22 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに
ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに決定いたしました。

○議長 佐藤 茂君

お諮りいたします。

精読になっておりました議案第22号「蟹江町遺児手当支給条例の一部改正について」をこの際日程に追加し、議題としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第22号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

ここで、介護支援課長の退席と子ども課長の入場を許可いたします。

職員の入替えと消毒のため、暫時休憩といたします。

(午前10時23分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時40分)

○議長 佐藤 茂君

追加日程第23 議案第22号「蟹江町遺児手当支給条例の一部改正について」を議題といたします。

本案は精読になっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

○5番 板倉浩幸君

5番 板倉です。

先ほど部長からも、緩和されるという答弁があったんですけども、それはそうなんですけれども、緩和されることによって、対象者はあるのか、ないのかと聞いたら、ないということだったんですけども、じゃ、今現時点で、遺児手当をもらっている方っているんでし

ようか。分かりましたらで結構ですので、お願いいたします。

○子ども課長 舘林久美君

それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

現在、蟹江町の遺児手当受給者といたしましては、80名ほどと把握しております。遺児数、子どもの数にして130名ほどでございます。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

遺児手当、そんな大して支給、国と県、また蟹江町が出しているんですけども、県と地方自治体ね。その支給なんですけれども、今130人ぐらいいるということで、幾ら手当出ましたっけ、今。

○子ども課長 舘林久美君

蟹江町の遺児手当といたしまして、子どもさんお一人につき2,200円でございます。

以上です。

○5番 板倉浩幸君

2,200円ということで、そんな大した額でないんですよ。ちょっと調べてみると、5年間しか出ないよということを聞いたんですけども、何で5年しか出ないんですか、これって。前から思うんですけども、その辺ちょっと補足的というか、分かりましたら、お願いいたします。

○子ども課長 舘林久美君

5年となっていますのは、基の手当、国の手当がございます。そちらは5年の縛りがなく、ずっと所得制限内であればもらえるんですけども、県の手当と町の手当につきましては、あくまでもひとり親世帯さんの自立を促すところの意味合いもございますので、5年と期間が限られております。

以上です。

○議長 佐藤 茂君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第22号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤 茂君

これで本定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

○議長 佐藤 茂君

ここで、閉会の前に、3月31日に任期満了により退任されます河瀬副町長よりごあいさつをいただきたいと思いますので、河瀬副町長、よろしく願いいたします。

(副町長登壇)

○副町長 河瀬広幸君

議長のお許しをいただきましたので、退任に当たって一言ごあいさつを申し上げます。

最終日の議会、そして壇上でのごあいさつということでもありますので、いささか緊張しております。よろしく願いをいたします。

さて、この3月31日をもって、副町長の職を退任させていただくことになりました。横江町長の下、3期12年の長きにわたって務めさせていただきました。この間、議会の皆様方におかれましては、大きなご協力、ご支援をいただきまして、無事務め終えられたことを厚く御礼をまずもって申し上げます。ありがとうございました。

私も職員をやっております、引き続きこの職を拝命いたしましたので、まさに約50年、半世紀、蟹江町に奉職をさせていただくこととなります。長いようで短かったのかなど、今そんな思いを胸に抱いているところであります。特に最後の12年間、この12年間は、私にとってあつという間の12年間で、本当に中身の濃い充実した日々が送れたと、今まさに実感しておるところでございます。本当にありがとうございます。

本日、最後の議場で皆様方の顔を拝見いたしますと、私も長い期間おりますので、既に議場を去ったお方、そしてまた、新たに議場に来られた議員の皆さん方、本当にいろんな思いが胸をよぎってまいります。ただ、そうはいうものの、一抹の寂しさも正直、今は感じているところでございます。

今後は一町民として、蟹江町の行く末を見守ってまいりたいと思っております。ただ、今日まで本当に忙しい日々を送ってまいりましたので、何もない4月以降の日々がちょっと不安に思っております。でも、元気で頑張っていきたいと、そんなふうにも思っておるところであります。

議員の皆様方におかれましては、今後も健康に十分留意されまして、ますますご活躍されることを心からお祈り申し上げますとともに、退任のごあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。心から感謝申し上げます。

(拍手)

(副町長降壇)

○議長 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。また、ご苦労さまでございました。

○議長 佐藤 茂君

それでは、これもちまして本日の会議を閉じます。

以上で令和4年第1回蟹江町議会定例会を閉会いたします。

(午前10時47分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会議長

佐 藤 茂

12番 議 員

奥 田 信 宏

13番 議 員

安 藤 洋 一